

公募に関する留意事項

日付	留意事項
平成 27 年 6 月 29 日	神之木地区センターと神之木地域ケアプラザ、ナザレ工房との費用負担割合について掲載しましたので、御確認ください。
平成 27 年 6 月 29 日	<p><特記仕様書の修正について></p> <p>神之木地区センターにおいては、建築基準法第 12 条に基づく点検は本市では実施しませんので、指定管理業務の対象となります。</p> <p>神之木地区センター特記仕様書 P 6 ・ 7 を修正しました。</p>